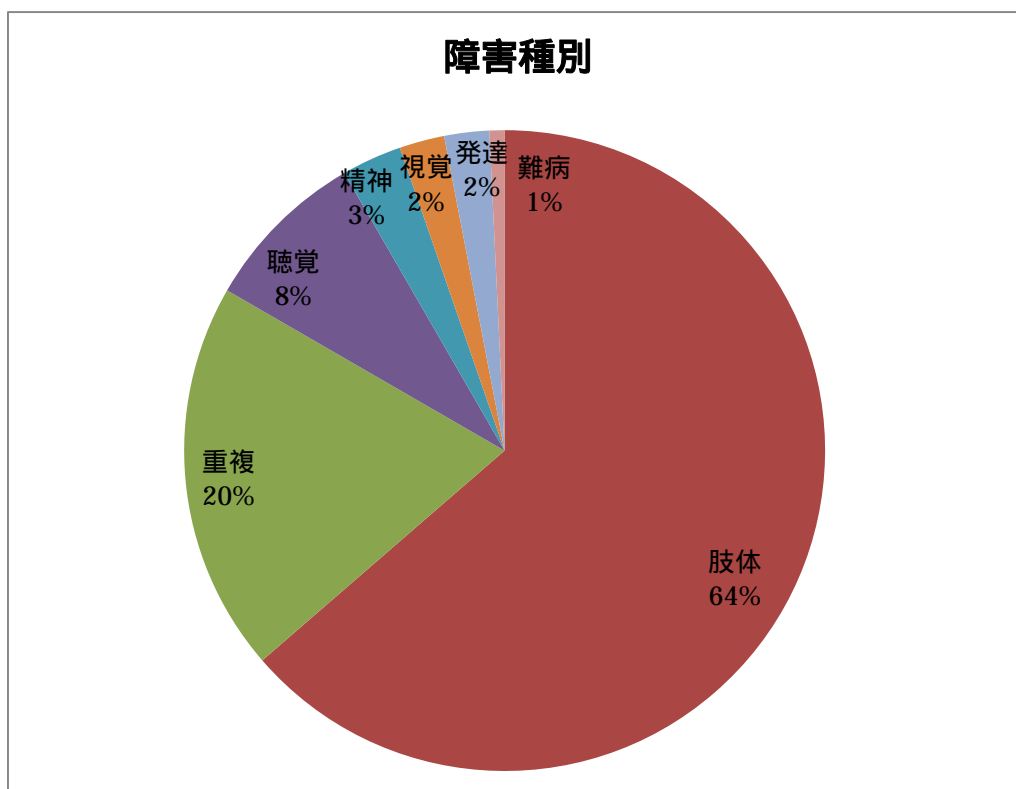
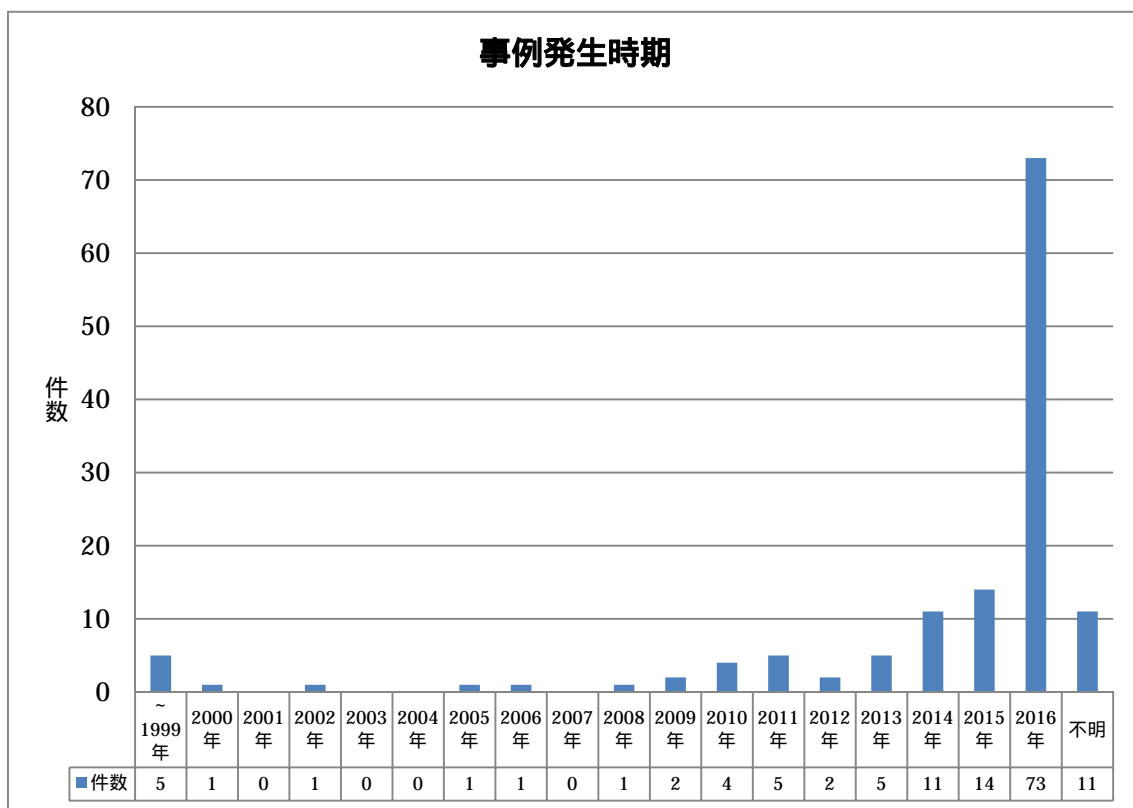
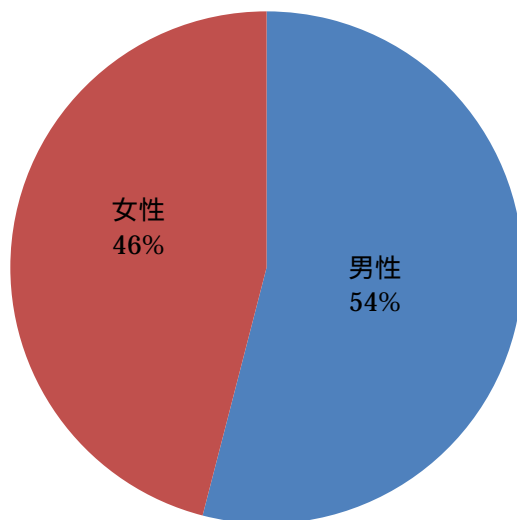


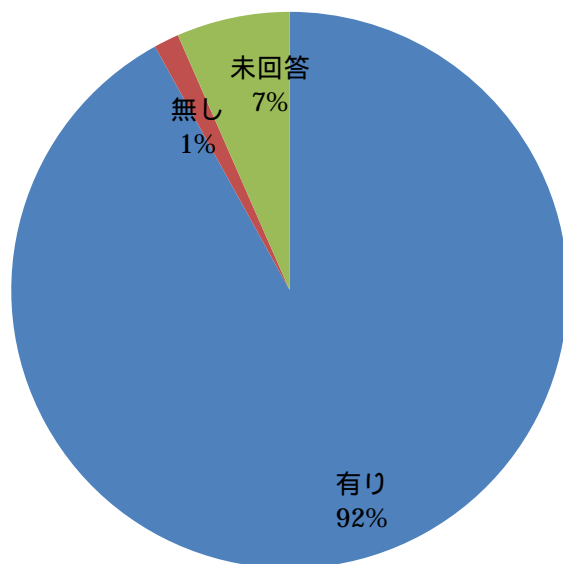
- 1．直接差別・・・機能障害そのものを理由に区別、排除、制限されること
- 2．間接差別・・・中立的な基準や規則を障害者に一方的に当てはめることで、結果的に障害者が不利になること
- 3．関連差別・・・機能障害に関連するものを理由に、区別、排除、制限されること
- 4．合理的配慮の欠如・・・障害者が障害のない人と同等の活動ができるようにする為の人的、物的配慮や調整をしないこと
- 5．法律には該当しないが差別・・・差別解消法や雇用促進法では扱われないが、障害を理由とする差別的行為だと考えられること
- 6．施策で行うべき事例・・・啓発などで改善が必要だと思われる事例
- 7．ハラスメント・・・侮蔑や嫌がらせなど
- 8．虐待・・・著しく尊厳を傷つける行為。身体・心理・性的虐待、放置、経済的搾取
- 9．好事例・・・合理的配慮の好事例
- 10．対応事例・・・改善の余地はあるが、合理的配慮を行っている事例
- 11．不明・・・詳細がわからなかったもの
- 12．非該当



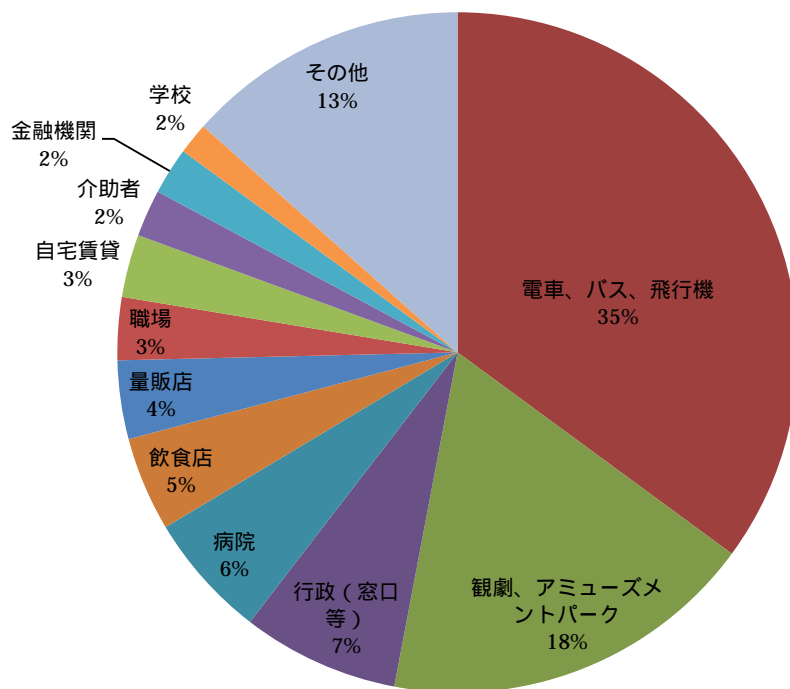
性別



障害者手帳の有無



事例発生 場所・目的別



電車、バス、飛行機	観劇、アミューズメントパーク	行政（窓口等）	病院	飲食店	量販店	職場	自宅賃貸	介助者	金融機関	学校	その他
47件	24件	10件	8件	6件	5件	4件	4件	3件	3件	2件	18件
35%	18%	7%	6%	4%	4%	3%	3%	2%	2%	1%	100%



差別、合理的配慮の不提供、ハラスメント、虐待等の事例

駅改札にて、車椅子での乗車依頼をした時

2016 年 肢体、女性

高松行きの快速に乗るため、希望する電車の発車 15 分前に改札に行き乗車依頼をしたところ、何の確認をすることもなく「係員の手配が無理なので次の快速にしてください」と言われた（次の快速は 30 分後）。まず、何の確認もせず無理と言われたことに納得がいかなかったため、「とりあえず手配出来るかできないか、聞くだけ聞いてもらえませんか」と抗議したところ、「連絡とってみるのでお待ちください」と言われた。改札内で待っていたところ、数分後に「連絡とってみました、やはり無理なので次の快速をお願いします」と言われた。「じゃあ何分前に来ればいいんですか？」と聞いたところ「20 分前にはお願いします」と言われた。結局希望の電車に乗ることが出来ず、1 時間近く駅で待たされることとなった。・・・[国土交通省](#)、[関連差別、合理的配慮の欠如、施策で行うべき事例](#)

高速バスターミナル

2013 年 肢体、視覚、精神、言語障害、女性

鹿児島から大分まで夜行高速バスが出ていて、それに簡易電動車椅子を搭載し載せて欲しいとお願いしたところ乗車拒否された。その後、九州運輸局に指導に入ってもらい「一人で車椅子と荷物を積んで、自力で乗れるなら乗っても良い」ということになったようだが、肢体不自由の障害者に椅子と、荷物を自分で積み込み、一人で乗れるなら、乗ってもいいなんて、乗るなど言ってるのと変わらないと思う。

・・・[国土交通省](#)、[直接差別、関連差別、合理的配慮の欠如、運輸局への指導が必要](#)

市営バス

2016 年 肢体、女性

すでに一人の車いすの方が乗っていたので、もう乗れませんと言われた。2 台は乗れるはずなのに。・・・[国土交通省](#)、[関連差別、施策で行うべき事例](#)

テーマパーク

2016 年 肢体、男性

車いすトイレがコスプレの着替えで使用されていることがあり困っている。コスプレの着替えで車いすトイレが使用されていることがあり、本当に車いすトイレを使いたい人が利用することができない。車いすトイレの数を増やして欲しい。コスプレの着替え専用の更衣室設置をお願いします。

・・・[経済産業省](#)、[施策で行うべき事例](#)

もつ鍋屋

2015 年 肢体、女性

お店に入ろうとしたら断られた。店には誰もおらず、カウンターなら入れる広さがあった。車イスの人を一人入れたらたくさん来ると言われた。人がたくさん来たら出て下さい、と言われた。抗議をしたら入る事ができた。

・・・**個人経営だと農水省、そうではない場合は経済産業省**、**直接差別**

保健所

2016 年 肢体、難病、言語、女性

難病申請に行き、印鑑が手元にないことがわかった。車に行けばあるので「ちょっと待ってください」と言った。そこへ乗せてきてくれた姉がやって来て「ごめん。鞆持ってきてくれる?」と私。そこへ「印鑑がなくてですね、すみません」と職員。いやな予感が走る。鞆を姉が持ってきてくれた。すると、姉に向かって「印鑑ください」と職員。姉は単に私を乗せていってただけで印鑑がどこに入っているかなど、知る由もないのに。その後の手続きでもずっと、姉の顔を見続け話をする始末。私がこっちこっちと手で指示をすると一瞬こっちを見るもののすぐ姉を見て話を続ける。申請者は私なのに。

・・・**自治体**、**直接差別（差別解消法上の不当な差別的取扱い）**

自宅の賃貸

2015 年 肢体 女性

ウェブに掲載されていた賃貸物件へ問い合わせ、空室状況を確認した上で車いす利用者であることを伝え内覧予約をしようとしたところ、下記理由で3件から断られた。

1.先に他の契約が入ってしまった(しかしその後別人が同物件へ問い合わせると案内可であった) 抗議したが変化なし。

・・・**国土交通省**、**直接差別**

2.エントランスの段差に簡易スロープを置くのは消防法に違反するので許可出来ない。スロープを置いても十分なスペースがあると説明したが管理会社の許可は下りず、代替案としてエントランスに予めスロープが付いている物件を紹介された。

・・・**国土交通省**、**合理的配慮の欠如の可能性**

3.車いすのタイヤ音で下階の住人からクレームが来る可能性があるので入居は許可出来ない。車いすのタイヤ音は騒音になるほどではないと説明したが管理会社からの許可は下りず、代替案として一階部分の物件と下階が駐車場になっている物件を紹介してもらった。

・・・**国土交通省**、**関連差別（代替案は出しているが、車イスの音が響くのか検討していない。）**

拘置所

2011 年 聴覚、男性

ろう者の収容人と、ろう者の面会人が手話で会話することを禁止された（筆談のみが許可された）。その後、抗議し、かつマスクにも取り上げられたため、法制局からの指導も入り、改善された（いつでも自由に手話で面会出来るようになった）。

ただし、他の収容施設では現在も「制限」されている。他の少年刑務所、刑務所などでは、ろう者の面会人は前もって届け出なければならない。また、職員自身の通訳（「通訳」としての訓練は受けていない）のため、「声も出せ」とか、「もう一度繰り返して」とか頻繁に求められる。手話での自由な面会になっていない。

・・・**法務省**、**直接差別、合理的配慮の欠如、施策で行うべき事例、自由権（言語）の侵害**

害

職場

2014 年 てんかん、男性

てんかんの病状が一時悪化した為、営業から内勤へ異動した。それを機に、自動車運転が出来ないと理由より、総合職の能力が認められないとの判断が人事部より下され、雇用契約書の見直しが行われ、給料の年次降格への契約を交わすこととなった。

社会保険労務士が社内に在籍していた為、組織的・合理的に対処され、また労働組合も本件に関しては一切相談に乗ってくれなかった為、全て受動的に事が進む結果となった。

・・・**厚生労働省**、**雇用契約の内容によるが直接差別の可能性**

精神科のクリニック

2016 年 精神、女性

職場の近くの精神科に、利便性のため通っている。そこでは、医療事務や PSW の態度が非常に横柄で、患者が帰ると「今日もめんどいのが来た」「疲れるから勘弁して」などの陰口を、他の患者が待っている待合室で平気で言う。差別解消法施行など知らなそうな雰囲気だ。電話をかけてきて、書類上の手続きを間違えてしまったことを告げた患者に対して、電話を切るなり「困ったちゃん」「頭がちょっとね」などの暴言を吐く。クリニックを変えようとも考えているが、それはそれでまた市役所へ行ったりする手間と時間がかかるので、なかなかできない状況。

・・・**厚生労働省**、**施策で行うべき事例、ハラスメント、病院は2つは登録できた方が良**

い

好事例



静岡福祉医療専門学校

2016 年

今年度、本学には中程度の視覚障害と聴覚障害の学生が 1 名ずつ入学した。

講義や試験に関する合理的配慮は教員主導で行っていたが、学生会が主導し、年 2 回行っているスポーツ大会の内容を障害者権利条約 & 障害者差別解消法を踏まえて、再検討しようということになった。本学は、スポーツ大会とはいつでもずっと球技を行っており、屋外ではサッカー、屋内ではバスケットといった状況だった。

実際に障害学生を交えて、「何ならできそう!？」と楽しみながら話し合いが始まった。秋のスポーツ大会は、球技ではなく、いわゆる運動会方式で、障害に配慮した内容で、伴奏リレーや、防護着騎馬戦など、面白いものになりそうです。このような本学のちょっとした変化にも喜びを感じる昨今です。

スーパー

2016 年 肢体

昨年、近くに大型スーパーができた。開店の時から、支店長に、私はヘルパーと買い物に行くが、レジではヘルパーに視線を向けるのではなく、私に客として、対応して頂くように、指導をお願いした。

しかし、私がお金とお店のカードを持ち、ヘルパーとレジに行くと、店員の視線はヘルパーに向かっていることが、たびたびあり、店長に直接話したところ、朝礼では、車椅子のお客さんの方を向いて接客するようにという指導はしているが、人の入れ替わりがあり、なかなかきちんと指導できない状況ということだった。そういうやり取りが、何回か続いた。夏頃、堺市の差別解消法の担当の人に話し、店長と堺市の担当者が、電話で何度か話し合った。店長は、レジの人がキッチンと私と接客する様に、お釣りとレシートを小さなビニール袋に入れて、私に渡すことを徹底したいと言われた。そのやり方によって、レジの人は、キッチンと私のほうを見て接客して下さる様になった。他に、8カ所ほどあるレジとレジの間隔が狭く、車椅子で入るとぶつかることが多いので、1カ所レジのスペースを広くするように店長をお願いし、レジとレジの間を少し幅を広くして頂いた。合理的配慮をして頂けたと思っている。